

# 豊中市感染症予防計画

令和6年(2024年)3月

豊中市

## 豊中市感染症予防計画 目次

はじめに	… 5
<b>第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方</b>	
1 事前対応型行政の構築	… 6
2 市民等一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	… 6
3 人権の尊重	… 7
4 情報公開と個人情報の保護	… 7
5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	… 7
6 実施機関等の役割	… 8
<b>第二章 各論</b>	
<b>第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項</b>	…11
1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	…11
(1) 感染症発生動向調査	
(2) 感染症対策部門と各関係部門・機関との連携	
(3) 予防接種	
2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	…13
(1) 情報提供等	
(2) 積極的疫学調査の実施	
(3) 対人措置の実施	
(4) 対物措置の実施	
(5) 感染症対策部門と各関係部門・機関との連携	
(6) 予防接種	
<b>第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</b>	…19
<b>第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</b>	…20
(1) 本市の取組み	
(2) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	
(3) 関係機関及び関係団体との連携	
<b>第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</b>	…22
(1) 基本的な考え方	
(2) 感染症指定医療機関の指定	
(3) 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備	
(4) 医薬品の備蓄又は確保等	
(5) 一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供	
(6) 関係機関及び関係団体との連携	
<b>第5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</b>	…40

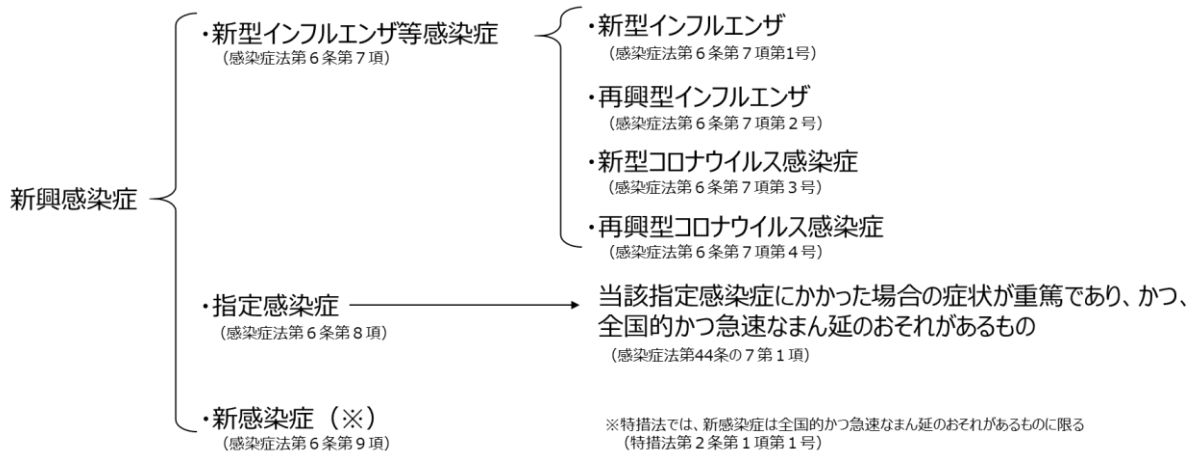
<b>第 6</b>	<b>宿泊施設の確保に関する事項</b>	…41
	(1) 協定締結による宿泊施設の確保	
	(2) 宿泊施設の運営等	
	(3) 関係機関及び関係団体との連携	
<b>第 7</b>	<b>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</b>	…43
<b>第 8</b>	<b>感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項</b>	…45
<b>第 9</b>	<b>感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</b>	…46
	(1) 本市の取組み	
	(2) 医療機関等の取組み	
<b>第 10</b>	<b>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</b>	…48
	(1) 保健所の体制整備	
	(2) 関係機関等との連携	
<b>第 11</b>	<b>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項</b>	…51
	(1) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	
	(2) 緊急時における国との連絡体制	
	(3) 他の地方公共団体との連絡体制	
	(4) 検疫所との連携	
	(5) 緊急時における情報提供	
<b>第 12</b>	<b>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</b>	…53
	(1) 患者等への差別や偏見の解消及び感染症についての正しい知識の普及	
	(2) 感染症患者等の個人情報保護と人権の尊重	
	(3) 関係機関及び関係団体との連携	
<b>第 13</b>	<b>その他感染症の予防の推進に関する重要事項</b>	…54
	(1) 院内及び施設内感染防止	
	(2) 災害防疫	
	(3) 外国人への対応	
	(4) 薬剤耐性対策	
	(5) 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	
<b>第 14</b>	<b>特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応</b>	…56
<b>参考資料</b>	<b>豊能二次医療圏における協定締結状況</b>	…57

## 略称一覧

本計画では、以下の略称を用いる。

略称	本計画での表記 正式名称・意味等
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法
基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
予防計画	感染症の予防のための施策の実施に関する計画
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
感染症発生動向調査	国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民等及び医師等医療関係者への公表
市民等	豊中市に居住する住民及び豊中市に通勤・通学や観光等で来訪する他都道府県民等 ※豊中市に居住する住民のみを指す場合は、「市民」とする。
平時	患者発生後の対応時以外の状態
特定感染症予防指針	感染症法第 11 条に規定する特定感染症予防指針
新興感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）（図表 1）
新興感染症の発生等公表期間	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表が行われたときから、感染症法第 44 条の 2 第 3 項若しくは第 44 条の 7 第 3 項の規定による公表又は第 53 条第 1 項の規定による、政令の廃止が行われるまでの間
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等及び障害者施設等での療養者 ※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。 ※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。

図表1 本計画で定義する新興感染症



## はじめに

令和元年（2019年）12月に発生した新型コロナへの対応では、感染の波ごとに、検査・医療提供体制や保健所体制等において異なる課題や事象が生じました。このような経験から、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年（2022年）12月に公布され、平時から新興感染症への備えを進め、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できる保健・医療提供体制を構築することとされました。感染症法の改正に伴い、国が策定する基本指針及び都道府県が策定する予防計画の記載事項を充実させるほか、保健所設置市区においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

保健所設置市区の予防計画は、基本指針及び都道府県の予防計画に即して定める必要があることから、本市の予防計画は、大阪府、府内保健所設置市、感染症指定医療機関、医療関係団体等で構成される都道府県連携協議会等で協議を行うこととされています。また、地域保健法、特措法に基づく行動計画との整合性を図ることとされており、さらに、都道府県の予防計画に即して策定することで医療法（昭和23年法律第205号）における医療計画との整合性も図ります。策定した予防計画に基づき、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組みを行い、必要に応じて予防計画の見直しを行います。

本市としては、新型コロナ対応において培った、大阪府、医療機関、医療従事者や医療関係者、医療関係団体、高齢者施設等とのネットワークをより一層強化し、行政、施設、市民等の協力により感染症への対応力向上につながる取組みを進め、感染症の危機にも対応できる強固な保健・医療提供体制を構築し、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図ってまいります。